

生駒市規則第10号

生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める

日を定める規則の一部を改正する規則

生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則（令和2年9月生駒市規則第26号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和4年3月31日」を「令和4年6月30日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。